

普通免許状『再授与』出願の手続き

【注意】更新講習の未受講により免許状を失効した方が再度の授与出願をする場合の手続きです。
免許状の再授与で提出書類の省略ができるのは失効した免許状が「宮城県教育委員会が授与した免許状」に限ります。

I 提出書類（電子申請により出願をする場合、様式第1号及び様式第3号が省略可能）

1	教育職員免許状授与等願書 <様式第1号>	- 手数料として <u>3,300円</u> を次のいずれかの方法で納入してください。 ① 宮城県収入証紙による納付 ② 電子申請（オンライン決済）による納付（クレジットカード又はPayPayが利用可） ③ セルフレジによる納付（セルフレジは本庁又は各教育事務所に設置のものに限る。） - 宮城県収入証紙又はセルフレジにより手数料を納付する場合は、宮城県収入証紙又はセルフレジより発行される「レシート（貼付用）」を願書の所定の位置に貼付して提出してください。 ※①から③の納入方法に対応できない場合は御連絡ください。 - 免許状への旧姓・通称名の併記を希望される場合には、「II 提出方法等」に記載の問い合わせ先へご連絡ください。
2	戸籍抄本 (戸籍謄本も可)	- 出願前3ヶ月以内のものを提出してください。 - 日本国籍を有しない方は、国籍・氏名・性別・生年月日が確認できる住民票抄本で代えることができます。
3	履歴書 <様式第3号>	- 業務欄が不足する場合は、様式第3号の2を使用してください。 - 学校教育法第1条に定める高等学校を卒業していない者については、高等学校卒業と同等以上の資格があることを確認する必要があるため、「学歴欄」は小学校入学から記入してください。
4	失効した免許状の原本	- 今回の再授与に係る失効した免許状の原本を提出してください。 - 上記の免許状が提出できない場合は、「教育職員免許状授与（交付）証明書交付願書（様式第20号）」を添付してください。
5	本人確認書類	- 運転免許証又は各種健康保険証の写しを提出してください。 - 住所変更等により<u>裏面にも記載事項がある場合は、裏面もコピー</u>して提出してください。

※ 複数の免許状を出願する場合でも、出願する免許状ごとに上記の書類をそれぞれ全てそろえてください。
ただし、2及び3については2通目からは写しで差し支えありません。

※ 出願の状況によっては追加で書類の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

Ⅱ 提出方法等

宮城県内の教職員が電子申請サービスを利用して出願手続きを行う場合は、申請の最後に表示される、「入力内容を印刷する」より申請内容を印刷し、「Ⅰ 提出書類」に示す書類と一緒に提出してください。提出書類の中には発行に時間がかかるものもございますので必要な書類を全て揃えてから、電子申請をしてください。

宮 城 県 内 の 教 職 員	県立学校の教職員	出願者 → 校長 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県教育庁教職員課育成・免許班（宮城県庁16階） 電話：022-211-3639
	市町村立学校等の教職員 （仙台市立学校等・石巻市立高等学校・市町村立幼保連携型認定こども園を除く。）	出願者 → 校(園)長 → 市町村教育委員会 → 各教育事務所 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】各教育事務所 担当等は各教育事務所のホームページで確認してください。
	仙台市立学校等の教職員	出願者 → 校(園)長 → 仙台市教育委員会 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 仙台市教育局学校教育部教職員課（仙台市役所上杉分庁舎14階） 電話：022-214-8873
	それ以外の宮城県内の教職員	出願者 → 校(園)長 → 設置者（所轄庁） → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県教育庁教職員課育成・免許班（宮城県庁16階） 電話：022-211-3639
上記以外の者		出願者 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 （郵送先） 宮城県教育庁教職員課育成・免許班（宮城県庁16階） 電話：022-211-3639

- ※ 学校等以外の教育機関等に勤務する現職職員の場合は、それぞれ学校等の区分に準じて出願書類を提出してください。
- ※ 出願書類を郵送で提出する場合は、事故防止のため簡易書留扱い又はレターパックで送付してください。
- ※ 免許状は上記と逆の流れで送付されます。宮城県教育委員会からの受取方法は以下のとおりです。
上記と逆の流れで宮城県教育委員会以外の機関から送付される場合の受取方法については、それぞれの機関にお問い合わせください。

受 取 方 法	直接受け取る場合	免許状を受け取ることができるようになりましたら連絡します。 平日の「午前8時30分～正午」又は「午後1時～午後5時15分」に来庁してください。
	郵送で受け取る場合	簡易書留扱い又はレターパックで送付します。 簡易書留：切手を貼付した返信用の封筒（角型2号（A4判が入る大きさ）で住所及び氏名を記入したもの）を出願時に提出 郵送料（切手） 530円 レターパック：住所及び氏名を記入したものを出願時に提出

※ 電子申請の場合でも、いずれかの方法で受取となります。

Ⅲ 出願受付期間・免許状交付日等

受付期間	4月～1月（2～3月は受付していません。）
締 切 日	毎月25日（当該年度の最終締切日は1月25日です。）
授 与 日	受付月の翌月1日付け（免許状に記載される授与年月日になります。）
発 送 日	受付月の翌月下旬（免許状を引き渡し又は発送できる時期です。）

※ 宮城県内の学校等に4月から採用される等の特別の事情がある場合は別途ご相談ください。